

市原地域保健医療連携・地域医療構想調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 千葉県保健医療計画を踏まえ、市原地域における関係者の連携を図り、保健医療体制について検討すること及び医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定により地域医療構想を推進するために必要な協議を行うことを目的とし、市原地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）を置く。

なお、会議は地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 この会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健医療体制に関する検討
 - ア 保健医療体制の構築に関する事項
 - イ その他保健医療体制の整備に必要な事項
- (2) 地域医療構想の推進に関する協議
 - ア 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - イ 病床機能報告制度による情報等に関する事項
 - ウ 千葉県計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
 - エ その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者15名以内で組織する。

- (1) 保健医療関係機関・団体から推薦された者
- (2) 保険者協議会から推薦された者
- (3) 福祉関係機関・団体から推薦された者
- (4) 市町村から推薦された者
- (5) 市原健康福祉センター長
- (6) その他保健医療計画の推進にあたり、必要と認められる者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は市原健康福祉センター長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議の議事を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときのほか、議事の内容により議長に利益相反が生じるおそれがある場合は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市原健康福祉センター長が必要に応じ招集する。

- 2 市原健康福祉センター長は、必要に応じ関係者の出席を求め意見を聴取することができる。
- 3 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市原健康福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市原健康福祉センター長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。